

令和7年度

貴船山山腹工事

閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
3. 工事数量内訳明細書
4. 森林整備保全事業工事標準仕様書
5. 特記仕様書

京都大阪森林管理事務所

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、電子入札システム（以下「電子入札」という。）に基づくものとする。
なお、電子入札により難しい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式（以下「紙入札」という。）に代えることができる。（別紙様式1、2）
ただし、紙入札による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札案件毎に別葉として持参により提出すること。郵送、加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法等による入札書の提出は認めない。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 電子入札による入札の場合は、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 紙入札において、発注者名、入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 紙入札において、入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 紙入札において、入札時刻に遅れてした入札
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 12 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 13 開札前に、入札者から錯誤等を理由として自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。
また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
ただし、電子入札において、入札者は、入札書提出後開札までに、他の入札物件の落札が決定し、当該入札物件を落札したことにより建設業法第26条違反になる場合は、直ちに発注者に申し出ることとし、発注者は、直ちに入札者から理由を付した技術提案書等の取り下げに関する申出書（別紙様式3）の提出を求め、確かに上記事実であると認められた場合は、開札時に、当該入札書を「無効」とする措置をとるものとする。
- 14 開札は電子入札により行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に定める立会官が立ち会って行う。
ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行う。
なお、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 15 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
なお、入札の回数は原則として2回とするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- 16 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
(1) 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
(2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
(3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
(4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 電子入札により入札に参加する場合は、電子入札操作マニュアル、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）を熟知しておくものとする（農林水産省ホームページ・農林水産省電子入札センター）。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

紙入札方式参加承諾願

1 発注工事（業務）名

2 電子入札システムでの参加ができない理由
(記入例)

認証カードの発行手続が遅れているため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式2)

入札方式変更承諾願

1 発注工事（業務）名

2 入札方式を変更する理由
(記入例)

認証カードが破損したため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加に変更することを承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式3)

技術提案書等の取り下げに関する申出書

1 発注工事（業務）名

2 技術提案書等を取り下げる理由

(記載例)

他の工事（業務）の落札に伴い、配置予定の技術者を配置できなくなったため。

※ 入札書提出後（同時提出型を含む）においては、記載例の理由に限る。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

(別紙様式4)

入札書

入札物件 第 号

発注工事(業務)名

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局(〇〇森林管理署)長 ○ ○ ○ ○ 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(別紙様式5)

委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

発注工事 (業務) 名

工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 貴船山山腹工事
 2 工 事 場 所 京都府京都市左京区鞍馬貴船町(貴船山国有林)
 3 工 期 契約締結の翌日から
 令和8年3月10日まで
 4 請 負 代 金 額
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 . -)
 5 契約保証金額
 6 前 金 払 請負代金額の10分の 以内
 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
建設工事紛争審査会
 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは
 (○印)、削除されるものは(×印)である。

適 用 削 除 の 区 分	選 択 事 項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業 会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
	中間前金払	第35条第5項
	部分払	第38条
	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

9 適用条項

別冊約款の第3条、第25条、第26条、第30条、第38条、第39条に代えて、別紙1記載条項を適用する。

10 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり(注)

(注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

11 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局で支払うものとする。
- (2) 提案された技術提案(不採用項目は除く)については、受注者は履行するものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年8月13日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102
分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
(氏名) 京都大阪森林管理事務所長 氏橋 亮介 印

受注者 (住所)

(氏名) 印

別紙1

(請負代金内訳書、工程表及び単価合意)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 4 発注者及び受注者は、この契約締結後、速やかに、この契約書に係る単価等を協議し、単価合意書(「総価契約単価合意方式実施要領(包括的単価個別合意方式)」(令和3年11月1日付け3林政第357号林野庁林政部林政課長通知)6.(1)に規定する単価合意書をいう。以下同じ。)を作成の上、合意するものとする。この場合において、協議開始の日か14日以内に当該協議が整わない時は、発注者が単価等を定め、受注者に通知する。
- 5 第4項の規定は、請負代金額の変更があった場合において準用する。
- 6 第4項(前項において準用する場合を含む。)の単価合意書は、第26条第3項の規定により残工事代金額を定める場合並びに第30条第5項、第38条第6項及び第39条第2項に定める場合(第25条第2項各号に掲げる場合を除く。)を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 7 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事であり、受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、第3条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により作成した単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 次に掲げる場合における請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 一 数量に著しい変更が生じた場合。
 - 二 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合。
 - 三 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不適當である場合。
- 3 第1項及び第2項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日が通知されない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合

意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第25条第2項各号に掲げる場合を除き、単価合意書の記載事項に基づくものとする。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第25条第2項各号に掲げる場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が同条第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10-前払金額/請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第25条第2項各号に掲げる場合には発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に相応する請負代金の額 \times (1-前払金額/請負代金額)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注)建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工事数量内訳明細書

工事名： 貴船山山腹工事

工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量
工事区分 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)			
山腹工A					式	1.00
	山腹基礎工				式	1.00
		高強度ネット工			式	1.00
			法面整形		m2	902.30
			削孔A	無足場削孔 SDW2 二重管削孔Φ90 礫質土	m	442.00
			削孔B	無足場削孔 SDW2 二重管削孔Φ90 軟岩	m	738.30
			鉄筋組立加工挿入		本	407.00
			グラウト注入打設		m3	10.60
			ざぶとん設置	CMPL-200	箇所	407.00
			補強材設置工材料費		箇所	407.00
			高強度ネット張	人力	m2	902.30
			削孔機固定用ワイヤーセット		回	46.00
		伏工			式	1.00
			植生マット	自然侵入促進型	m2	902.30
山腹工B					式	1.00
	落石防止工				式	1.00
		落石予防工			式	1.00
			被覆	ワイヤーネット被覆	m2	53.40
	落石防止工				式	1.00
		落石防護柵工			式	1.00
			ワイヤーロープ及び金網設置	柵高2.5m φ4.0×50×50	m	20.00
			中間・端末支柱設置	土砂部用アンカー設置含む	本	5.00
			中間・端末吊ロープ設置	土砂部用アンカー設置含む	箇所	5.00
			サイドロープ設置	土砂部用アンカー設置含む	箇所	8.00
			ステーロープ設置	土砂部用アンカー設置含む	箇所	3.00
			ワイヤーグリップ設置		個	52.00
			小規模落石防護柵材料費		式	1.00
仮設工A					式	1.00
	仮設工A				式	1.00
		仮橋・作業構台工			式	1.00
			作業構台A		空m3	27.00
		運搬設備工			式	1.00
			モノレール運搬設備A	500kg積/45° 6ヶ月	m	300.00
その他費用A					式	1.00
	その他費用A				式	1.00
		その他費用A			式	1.00
			交通誘導警備員B		人	12.00
仮設工B					式	1.00
	仮設工B				式	1.00

森林整備保全事業工事標準仕様書

平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知(最終改正 令和7年3月31日付け6林整計第670号)で定められた森林整備保全事業工事標準仕様書を使用するものとする。

森林整備保全事業工事標準仕様書に記載されていない特殊な工種等については、特記仕様書による。

特記仕様書

特記仕様書(一般事項)

公共事業労務費調査

工事成績評定に関する特記仕様書

間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の利用促進に関する特記仕様書

交通誘導員特記仕様書

現場環境改善(快適トイレの設置)特記仕様書

高強度ネット斜面安定工

落石予防工(ワイヤーネット被覆工)特記仕様書

落石防護柵工特記仕様書

現場閉所による週休2日特記仕様書(発注者指定方式)

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書

森林土木工事における受発注者間の情報共有システム特記仕様書

工事現場等における遠隔臨場に関する特記仕様書

小黒板情報電子化特記仕様書

電子納品に関する特記仕様書

ウィークリースタンス実施に関する特記仕様書

特記仕様書

安全・訓練等

1 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、本工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上（月2回に分割可）を割り当て下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1)安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2)本工事内容等の周知徹底
- (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4)本工事における災害対策訓練
- (5)本工事現場で予想される事故対策
- (6)本工事における土石流安全対策
- (7)その他、安全・訓練等として必要な事項

2 土石流のおそれのある工事箇所における安全確保

土石流のおそれのある箇所で行う工事においては以下の点に留意して施工計画書を作成、適切に実施するものとする。また、安全確保対策について契約内容の変更等が必要であれば監督職員に協議するものとする。

- (1)見張り等の状況確認、作業内容、工法等の検討
土石流発生形態を踏まえ、見張り等による状況確認や土石流災害を回避できる作業内容・工法等の検討
- (2)避難路の検討
作業場所からの避難場所へ安全かつ迅速に退避できる避難路の検討
- (3)避難訓練の実施
合図、連絡、避難方法等を徹底する避難訓練の実施
- (4)その他必要な措置

3 同一溪流内で同時期に実施する工事の調整等

同一溪流内で同時期に実施する他の工事がある場合には、監督職員の指導に基づき、次の事項について調整を図り、適切に実施するものとする。

- (1)施工方法、工程等を定めた工事の施工計画に関する具体的な連絡調整
- (2)土石流に対する警戒避難等を含む防災体制に関する具体的な連絡調整
- (3)安全巡視の連携実施
- (4)安全対策に関する研修・訓練の連携実施

保険の付保及び事故の補償

工事標準仕様書 1-1-1-47「保険の付保及び事故の補償」第5項については、以下のとおり読み替えることとする。

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。
また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

アフリカ豚熱 (ASF) 対策

受注者は、山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時におけるアフリカ豚熱 (ASF) の感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。

受注者は、アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条第2項に基づき工事を一時中止または解除する可能性がある。

公共事業労務費調査

1. 本工事が甲の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、乙は調査伝票等に必要事項を正確に記入し甲に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
2. 調査伝票等を提出した事業所を甲が事後に訪問して行う調査・指導の対象に乙がなった場合、乙は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査伝票等の提出が行えるよう、乙は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
4. 乙が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、乙は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

工事成績評定に関する特記仕様書

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について、所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の関する実施状況

工事名	受注者名		
項目	評価内容	備考	
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 各種調査等の工事	
	<input type="checkbox"/> 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無	
	<input type="checkbox"/> 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制	
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処理 施工状況(条件)の変化の対応	
	<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
		<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
		<input type="checkbox"/> 品質関係	
<input type="checkbox"/> 安全衛生関係		安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
<input type="checkbox"/> 施工管理関係			
<input type="checkbox"/> その他			
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料として整理。

高度技術・創意工夫・社会性等の関する実施状況(説明資料)

工 事 名		/d
項 目	評価内容	
提 案 内 容		

(説 明)

(添付図)

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

間伐材、合法性・持続可能性が証明された木材の利用促進に関する特記仕様書

第1条 木材

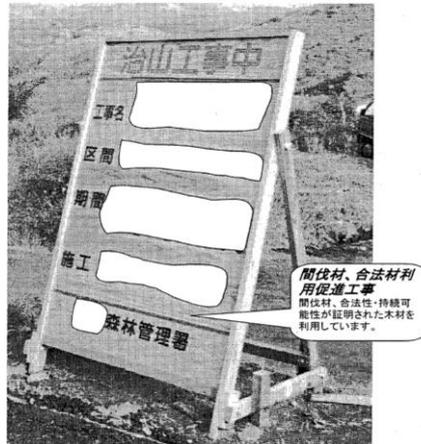
当該工事の施工に係る木材については、次によるものとする。

- ① 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
- ② 前述の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し確認を受けること。
- ③ 現場で発生した支障木等を利用する場合は、監督職員の指示に従うとともに、必要な手続きを行うこと。

第2条 工事看板等

- ① 工事看板又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。
- ② 工事看板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を表記すること。
(別途定規図がある場合、又は監督職員が別途指示する場合は、それによること)

【工事看板作成例】 記載例1



記載例2



記載例3



交通誘導員特記仕様書

1. 本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。

ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1級または2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

2. 交通誘導員については下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果または条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	配置員数	編成	昼夜制	交替要員の有無
地点	名/日	検定合格者： 名 その他： 名	昼間	無し

※交通誘導員については、工事数量内訳書及び数量計算書、交通誘導警備員配置図のとおり計上している。

現場環境改善(快適トイレの設置)特記仕様書

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(18)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)
- (18) 付属品等の木質化

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当(10,000円/月)を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)^{*}までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)^{*}より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議を行い対象外とする。

高強度ネット斜面安定工

この特記仕様書は、高強度ネット斜面安定工に適用する。
この仕様書、標準図及び森林整備保全事業工事標準仕様書に定めない事項については、施工目的に基づき監督職員と協議して定める。

1. 材料

- (1) 使用する各種材料については、全て品質保証されたものでなければならない。
- (2) 使用材料部材は、構造図に示す規格とする。

2. 位置決め工(削孔位置の決定)

- (1) 位置決め原則
 - 1) 削孔位置は配置図を参考にし正三角形となるよう斜面に配置すること。
 - 2) 削孔位置の通りは等高線に対し直角にすること。
 - 3) 障害物等により削孔位置を変更させる時は、監督職員と協議すること。
- (2) 位置決め
 - 1) 削孔位置の決定に先立ち、工種配置図及び展開図から施工範囲を確定すること。
 - 2) 湧水・地下水等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処理方法等を協議・指示を受けること。
 - 3) 障害物等により、三角形の三辺の合計長を展開図に示す値を超える場合は、監督職員に報告し、補強材の追加打設などを協議・指示を受けること。

3. 足場工(作業足場)

- (1) 足場は現地の状況、削孔機械等を考慮してその構造を決定すること。
- (2) 足場には転落防止策を必ず設け安全を確保すること。
- (3) 障害となる樹木であっても原則として伐採は行わない。

4. 削孔

- (1) 削岩機を用いて斜面に対して直角に削孔すること。
- (2) 削孔角度は、ポール及びスラント定規等を用いて所定の角度を計測すること。
- (3) 削孔角度の管理基準は $-5 \sim +10^\circ$ の範囲とする。
- (4) 全本数の削孔長記録を作成すること。
- (5) 現地状況(地質状況)により角度・削孔長(定着長)の変更が生じる場合は、監督職員と協議し変更することができる。

5. 孔内清掃工

グラウト注入に先立ち、エアホース等により孔内の清掃を行い、グラウト注入に支障をきたさないよう、孔内に残っているスライムを除去すること。

6. 注入工

- (1) グラウト材料
使用セメントは、「ポルトランドセメント」に規定する普通ポルトランドセメントとする。早期強度を必要とする場合には、早強ポルトランドセメントを使用する。
- (2) グラウトの配合
設計基準強度(24N/mm²)を満たす配合とし、工事前に試験練りを行い、フロー試験(Pロート使用で10~22秒)、圧縮強度試験等により、グラウトの流動性及び圧縮強度を監督職員に確認を受けること。

グラウト1m³当たりの配合例

水セメント比(%)	セメント(C)	水(W)	減水剤(高性能減水剤 非AE標準型)
(W+減水剤)/C 50	1230Kg	602.7L	12.3L

※水セメント比は50%とし、使用する混和剤及び注入時期により、その値を調整する

(3) 注 入

1) グラウト

グラウトはセメントミルクを標準として用い、所定配合でミキサにより2～5分間程度攪拌後、2～5mm目位の網に通し、流動性が失われない内に速やかに注入を行うこと。なお、セメントミルクに粘りが生じた場合は、再度攪拌を行うこと。

2) 注入

補強材の横から孔口から良質なグラウトのリターンが確認できるまで注入を行うこと。

また、グラウトがどの位置まで注入されているか確認し、不足分は孔口まで確実に追加注入すること。

3) 注入を完了した補強材には、グラウトが硬化して所定の強度を得るまで(普通ポルトランドセメントで7日以上)、引張力、回転力、衝撃力等を与えないようにすること。

7. 確認試験工

(1) 試験の目的及び本数

施工した補強材が所定の設計引張力を満足しているかを検証するために行うもので、全本数の3%または、最低3本のいずれか多い数について行うこと。

なお、本試験において所定の数値が得られなかった場合は、監督職員とその対応策について協議すること。

(2) セメントミルクの設計基準強度(24N/mm²)が確認できた後行うこと。

(3) 試験荷重は設計引張力とする。

8. 締付け工

締付けについては、高強度ネットを斜面に配置後所定の金具等によりヘッドナットを用いて締付けを行う。

締付けトルクについては、トルクレンチ等を用いて設計力の加重まで確実に締付けること。

9. 高強度ネット

(1) 施工前には浮根、浮石等の除去及び法肩部の整形を行うこと。

また、立木は施工上支障になるものを除き損傷しないよう丁寧に扱い残置するものとする。

(2) ネットの配置は、端部を法頭に配置し法尻に向かって伸ばし設置する。

(3) 重ね(ラップ)については左右の場合1目間とし、ネット接続金具を用いて確実に固定すること。

また、土下の場合、重ねを行わず端部どおしをネット接続金具で確実に連結すること。

(4) 金網等の設置終了後は、専用プレートを設置しナットを指定のトルク値で固定する。

10. 施工管理

(1) 材料試験成績表

各種使用材料の工場出荷時にメーカーミルシートを添付した、使用材料承認願を監督職員に提出すること。

(2) 使用材料の確認

原則として材料検収(搬入)は、監督職員の立会にて確認を受けること。

(3) 材料使用量の証明

材料使用量の証明は入荷伝票、入荷物品をマーキングした写真、使用残量現況写真、使用済空袋等で入荷使用量を証明するものとする。

(4) 出来形管理

出来形図を作成する。法長を測定し、縮尺1/100～1/200で作成するものとする。

平面見取り図は、展開図の位置を図示すること。

(5) 削孔

削孔打設角度・アンカー長(材料)・全数の削孔長を記録すること。

(6) 強度管理

グラウト注入作業時は、フロー試験を行い圧縮試験用の供試体を採取すること。

① フロー試験

仕様配合により、フロー試験を3回行い、この平均値を基準フロー値とする。

また、試験頻度は施工日毎に1回とする。

② 圧縮試験

注入開後に所定のモールド缶6個採取し、圧縮試験を行うこと。
また、試験頻度は施工日毎に1回とする。

	1回目	2回目
普通セメント	7日	28日
早強セメント	3日	7日
設計圧縮強度	17kN/mm ²	24kN/mm ²

圧縮試験は1回につき3缶ずつ行い、その平均を実測値とする。

また、規格値は1回目が17kN(24kN×0.7)以上とし、2回目は24kN以上とする。

(7) 写真管理

工事が完了した後、検査することが困難な部分を主として、着工から完成までの一連作業の
また、各写真管理については、次記事項(表1)について撮影するものとする。

表1 写真管理

工種	撮影内容	撮影頻度	撮影基準
施工前・完成	施工前・完成	着手前・完成時	各1回
材 料	検査状況	材料納入時	各材料毎
使用機械		現地搬入時	各使用機器毎
位置決め	作業状況	4~5箇所程度	
足場組立			
削 孔	作業状況	全本数の10% (注入状況・完了 を含む一連写真と する)	設計数値以上 -5~+10 設計削孔径以上
	削孔長確認		
	削孔角度確認		
	削孔径確認		
孔内清掃	作業状況		
注 入	配合状況	施工日毎	フロー値
	テストピース作製		強度試験
	注入状況・完了		全本数の10%
確認試験	試験状況・完了	全本数の3%	設計引張力以上
ロックボルト	締付・固定状況	全個数の10%	所定トルク値で締付ているこ
高強度ネット	ネット接続金具取付状況等	全面積の10%	重ねからで接続金具取付 けまでの一連
	ネット重ねの幅		適宜
補強材間隔	出来高	全本数の10%	

落石予防工(ワイヤーネット被覆工)特記仕様書

1. 総則

この特記仕様書は、斜面对策研究協会の設計・施工マニュアルに基づき適用する。
この仕様書、標準図及び森林整備保全事業工事標準仕様書に定めのない事項については、施工目的に基づき監督職員と協議して定める。

2. 材料

- 1) ワイヤーネット被覆工に使用する各種材料については、全て品質保証されたものでなければならない。
- 2) ワイヤーロープ等の使用部材については、標準図に示す線径、網目、メッキしたものを標準とする。

3. 材料の貯蔵

- 1) 工事に使用する部材は、雨露、湿気を防ぐに十分な(床面を含めて全体をビニールシートで覆い、変質しないようにする)収納箱又は倉庫に整理し、品質低下を防止する方策を講じ保管しなければならない。
- 2) 貯蔵中の変質材料の使用禁止
鋼材等の使用部材について、湿気等によりさび等の材料が変質したものを使用してはならない。

4. 施工面の前処理

- 1) 施工位置確認
平面図、位置図により施工範囲をP.Pロープ等で囲み、施工範囲付近を調査し、施工範囲外に浮石などがいないか確認すること。
その結果は、監督職員に報告するものとする。
- 2) アンカー設置位置確認
アンカーピンは1本/m²を標準とし、できるだけネットのタルミをなくすように凹部を中心に打設するほか、石を確実に巾着状に包めるようガイドロープ沿いに打設する。
節理の多い箇所や脆弱部を避けるとともに、表層部に脆弱層がある場合はこれを除去した後に打設する。

5. ワイヤーネット敷設工

- 1) ワイヤーネット設置
ワイヤーリングはあらゆる方向に均一に抑止力が働くよう、互いに隣接するリング同士を確実に連結する。
ワイヤーネットを巾着状に包むためのガイドロープは、被覆対象物の周囲にできるだけこれと地山が接する位置にセットする。
- 2) ネットのタルミ
敷設後にネットのタルミが顕著な箇所は、余分なリングを取り外す(組み直し)などの修正を行うか、補助ロープ等でかきしめるなどの補修を行う。

6. 施工管理

- 1) 材料試験成績表
各種使用材料の工場出荷時にメーカーミルシートを添付した、使用材料承認願を監督職員に提出するものとする。
- 2) 使用材料の確認
原則として材料検収(搬入)は、監督職員の立会にて確認するものとする。
- 3) 材料使用量の証明
材料使用量の証明は入荷伝票、入荷物品をマーキングした写真、使用残量現況写真、使用済空袋等で入荷使用量を証明するものとする。

- 4) 出来形管理
出来形図は展開図と平面見取り図を作成する。
- 5) アンカー工
アンカー打設角度・アンカー長(材料)・アンカー削孔長を全数管理(写真撮影)し、10%(最低3本)をピックアップして管理図を作成すること。

- 6) 強度管理
グラウト注入作業時は、フロー試験を行い圧縮試験用の供試体を採用すること。

- ① フロー試験
仕様配合により、フロー試験を3回行い、この平均値を基準フロー値とする。
実施に当たっては、基準フロー値の±3秒以内で合格とする。
また、試験頻度は施工日毎に1回とする。
- ② 圧縮試験
注入開後に所定のモールド缶6個採取し、圧縮試験を行うこと。
また、試験頻度は施工日毎に1回とする。

	1回目	2回目
普通セメント	7日	28日
早強セメント	3日	7日
設計圧縮強度	17KN/mm ²	24KN/mm ²

圧縮試験は1回につき3缶ずつ行い、その平均を実測値とする。
また、規格値は1回目が17kN(24kN×0.7)以上とし、2回目は24kN以上とする。

- ③ 耐荷力試験
耐荷力試験は、設計値10kN以上(監督職員と協議により)の引抜きをかけて、目視できる変異がなければ合格とする。
試験頻度は、1施工箇所に対してアンカー総本数の3%もしくは最低3本行うこと。

- 7) 写真管理
工事が完了した後、検査することが困難な部分を主として、着工から完成までの一連作業の施工状況が、識別できる写真を撮影すること。
また、各写真管理については、次記事項(表1)について撮影するものとする。

表1 写真管理

工種	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
施工前・完成	施工前・完成	着手前・完成時	各1回
アンカー工	削孔作業	工事施工中	作業内容毎
	削孔状況	工事施工中	
	孔内清掃	工事施工中	
	アンカー検収	工事施工中	
	注入作業	工事施工中	
	注入完了	工事施工中	
	完 成	工事完了中	
ワイヤーネット敷設	敷設状況、補助ワイヤー取り付け、緊張状況、スリーブ締め付け機使用	工事施工中	作業内容毎
安全管理	安全設備	設置時	各種設置毎
	安全訓練	実施時	実施毎
	KY・朝礼等	実施時	各1回
材 料	搬 入	搬入時	各品目毎
	検 測	実施時	各品目毎
災 害	被災状況、規模	被災時	被災毎
その他	補償関係	損害等発生時	その都度

落石防護柵特記仕様書

この特記仕様書は、小規模エネルギー変位抑制型落石防護柵に適用する。

0-1. 総則

この仕様書、標準図及び森林整備保全事業工事標準仕様書に定めのない事項については、施工目
的に基づき監督職員と協議して定める。

0-2. 材料

- 1) 落石防護柵に使用する各種材料については、全て品質保証されたものでなければならない。
- 2) ワイヤロープ等の使用部材については、標準図に示す線径、網目、メッキしたものを標準とする。

0-3. 材料の貯蔵

1) 工事に使用する部材は、雨露、湿気を防ぐに十分な(床面を含めて全体をビニールシートで覆い、変質しないようにする)収納箱又は倉庫に整理し、品質低下を防止する方策を講じ保管しなければならない。

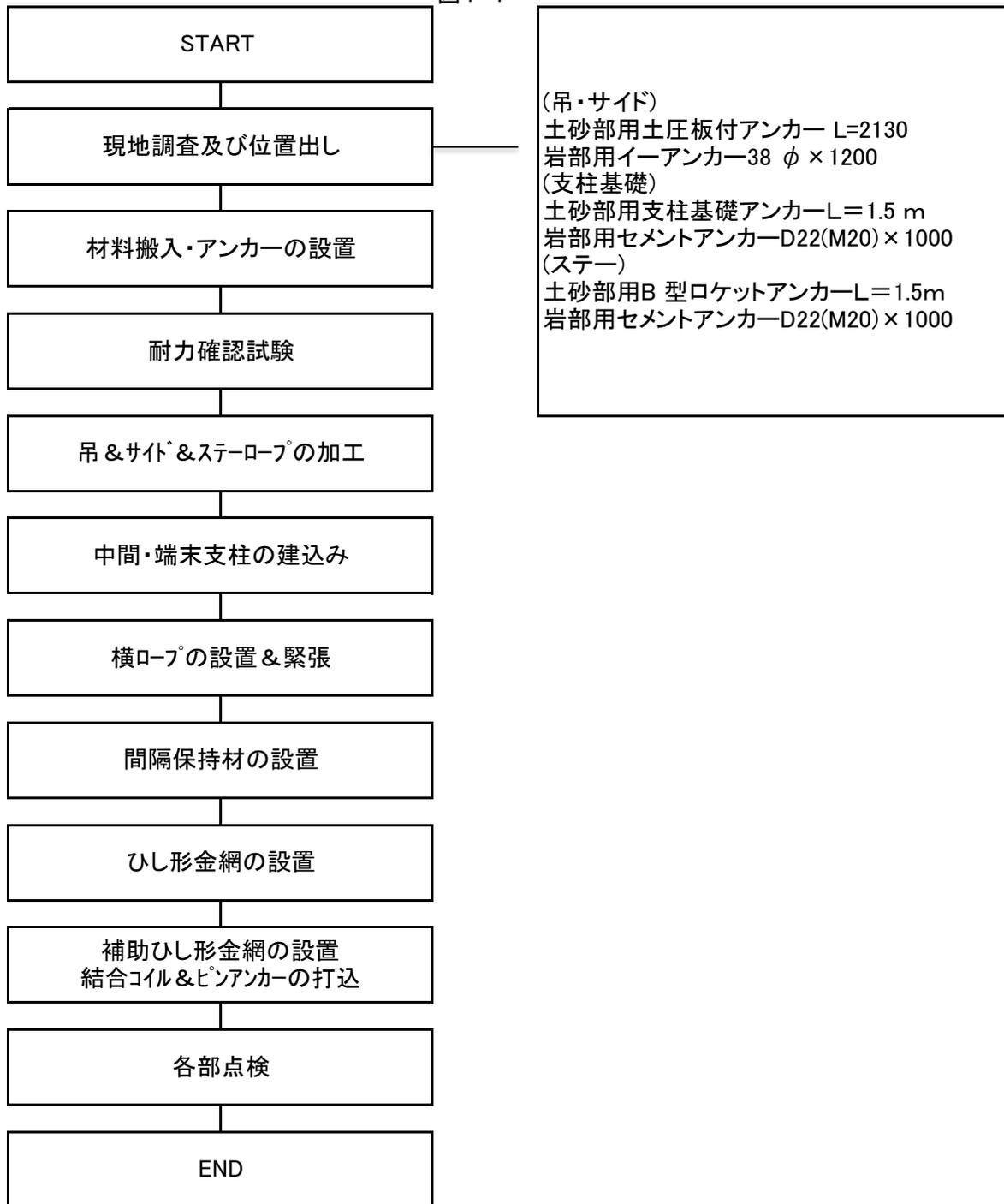
2) 貯蔵中の変質材料の使用禁止

鋼材等の使用部材について、湿気等によりさび等の材料が変質したものを使用してはならない。

1-1. 施工手順

施工手順を図1-1に示す。

図1-1



1-2. 現地調査及び位置出し

設計図書に基づき、起終点の確認後、設置箇所の斜面清掃を行う。小木や倒木、浮き石や滑落しそうな石については予め整理する。その後アンカー基礎及び支柱設置位置のマーキングを行う。

支柱設置位置にポール等を立て、立木等を避けてフェンスの設置が可能であるかを確認する。その際、サイドロープ及び吊ロープの設置角度の確認、また、ステーロープが必要な箇所を選定し、土砂部用or 岩部用のアンカーの選定を行う。

1-3. アンカーの設置

① 岩部用アンカー：TSK セメントアンカー（図1-2 参照）

削岩機を使用して所定のビットで設計深さまで穿孔する。水中に浸漬して気泡が無くなるまで（4～5分程度）吸水させたセメントカプセル（アンカー定着材）を孔内に挿入した後、アンカー材を上下動させてよく練り混ぜ、孔底まで押込み養生を行う。

ビット径及びセメントカプセルの使用本数は表1-1を標準とする。

図1-2

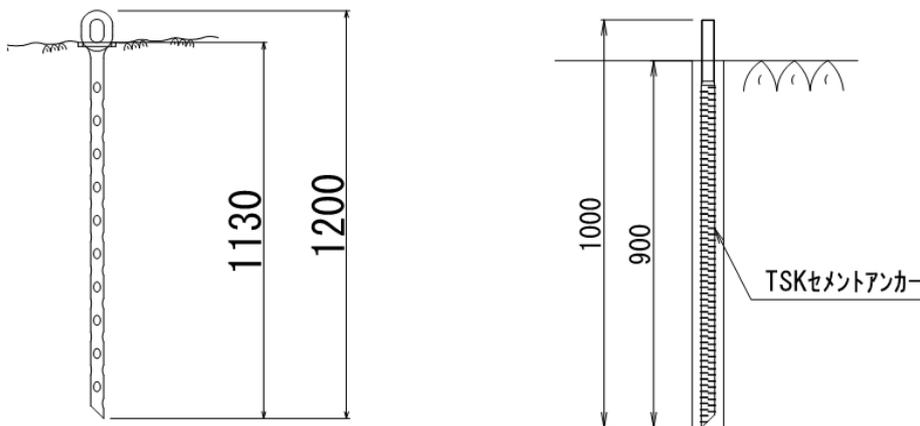


表1-1. TSK セメントアンカーの仕様

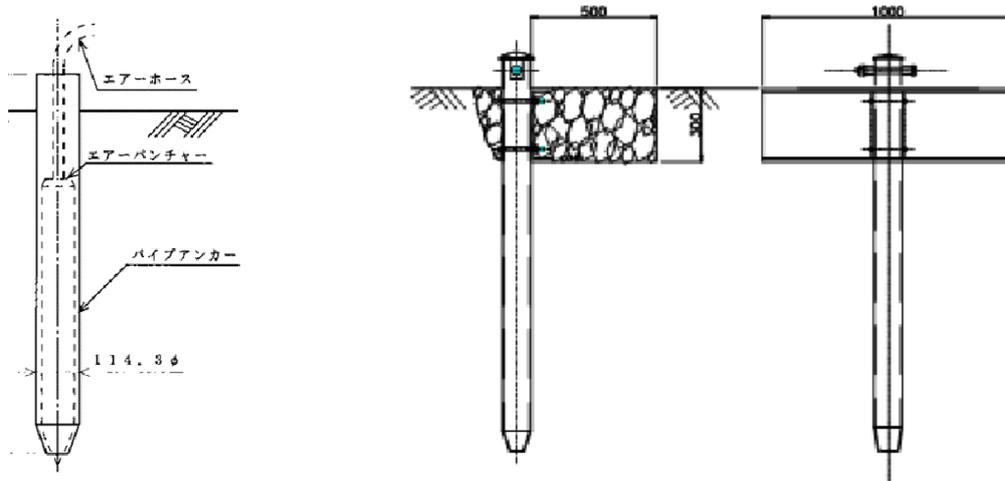
種類	D22(M20) × 1000 支柱基礎・ステー用	38φ × 1200 サイドロープ用・吊ロープ用
推奨 ビット径	40φ	55φ
カプセル 使用本	2本	3本

なお、上記以外の仕様については別途協議する。

図1-2. TSK イーアンカー・セメントアンカー

- ② -1 土砂部用TSK 土圧板付アンカー 114.3φ × 4.5t × 2130 (サイド・吊ロープ用)
 - 2 土砂部用支柱基礎アンカー 114.3φ × 4.5t × 1500+2PL-6 × 300 × 300 (支柱基礎用)
 - 3 土砂部用B 型ロケットアンカー 114.3φ × 4.5t × 1630+2PL-6 × 300 × 300 (ステーロープ用)
- ②-1 土砂部用TSK 土圧板付アンカー(吊・サイドロープ用アンカー)
 アンカーの打ち込みに先立ち、エアーパンチャーにて、設置個所の試掘を行う。
 試掘を行うことで地中の岩石、巨礫などの障害物の無いことの確認ができる。
 また、10 cm程度の玉石や礫は進路から排除することができ、アンカーの施工が容易になる。
 次に土圧板付アンカーのパイプアンカー内にエアーパンチャーを挿入して試掘孔に建てこみ、所定の深さまで打込む。

図1-3



【パイプ打設状況】

荷重の掛かる方向を想定し、パイプ前面を基準としてL=1000 H=300 B=500程度の土砂を取り除く。

パイプに土圧板を取り付け、石を敷設し、除去した土砂を埋め戻し、大ハンマー・ランマ等を用い十分に転圧を行う。

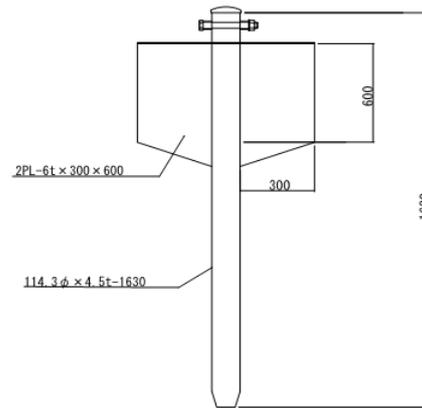
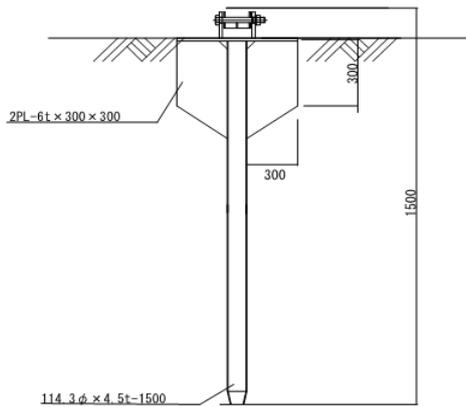
※必要に応じ、間詰めを行う。

- ③ -2土砂部用支柱基礎用アンカーL=1500 ②-3ステーロープ用B型ロケットアンカーL=1630の設置、アンカーの設置に先立ち、エアーパンチャーにて、設置箇所の試掘を必ず行う。
 次に、アンカー本体内にエアーパンチャーを挿入して試掘孔に建て込み、所定の深さまで打込む。
 アンカーの打込み途中で、打込み不能となった場合には、施工方法やアンカーの種類について検討し、監督職員と協議する。

支柱基礎用アンカー

図1-4

ステーロープ用B型ロケットアンカー



1-4. 耐力確認試験

① 岩部用アンカー：TSK イーアンカー/TSK セメントアンカー

設置したアンカーが岩部に定着しているかをセンターホールジャッキにて確認する。

② 土砂部用TSK 土圧板付アンカー/土砂部用支柱基礎アンカー/土砂部用ステーアンカー

上部柵設置に先立ち、本設もしくは供試体にて現地盤における引張耐力確認を行う。耐力確認後、上部柵の設置を行う。

1-5. 吊&サイド&ステーロープ加工

事前にマーキングした支柱位置で支柱と同じ高さのポール等を設置し、ロープ長を測定する。測定した所定の長さに余尺を付けて切断する。

1-6. 中間及び端末支柱の建込み

モノレールにて設置箇所付近へ運搬ののち、人力にて支柱を持ち上げ、支柱をベースプレートに合わせ、ピンボルトで取付ける。端末支柱の場合、仮固定してから吊ロープ及びサイドロープ、ステーロープの片端を支柱上部のフック部に取付け、もう片端をアンカー基礎と固定して所定の角度で設置する。中間支柱の場合、仮固定してから吊ロープで所定の角度で設置する。中間支柱はUボルト孔がある面を山側に向けて設置し、端末支柱はサイドロープ用の取付プレートが柵の外側を向くように設置する。

特に人力作業での場合、転倒等が起こらない様細心の注意を払い施工を行う。

1-7. 横ロープの設置&緊張

横ロープは設置延長に余尺を付けた長さで切断し、片端に索端金具を取付けてから端末支柱に固定する。この際ソケット内のクサビを十分に効かせ、索端金具からロープが外れないようにしておく。横ロープを中間支柱にUボルトで仮止めした後、もう片端の索端金具をロープに取付けて端末支柱に固定する。この際、ロープに所定の張力が掛るまでナットを締め付ける。初期張力(5KN)の確認後、中間支柱のUボルトを緩みの無いよう締め付ける。

この時、端末支柱が斜面に対して直角に建ち、延長方向に倒れないように横ロープの索端金具とサイドロープのターンバックルをしっかりと緊張して固定する。

1-8. 間隔保持材の設置

各横ロープの支柱間中央位置に道路側から間隔保持材を取付け、山側から挿したUボルトでロープを挟み込むようにして固定する。この際、間隔保持材の突起面をロープ側に向ける。

1-9. ひし形金網の設置

一方のひし形金網端部に金網止め丸棒(7φ)を通し、角Uボルトにて端末支柱に固定する。巻いてあるひし形金網を弛みがないように横方向に展開を行い、設置延長に合わせ端部の列線を抜き取り他端と同様に端末支柱に固定する。この際、中間支柱及び間隔保持材のUボルトはひし形金網をすくわないようにする。

中間部は所定の位置でひし形金網と横ロープをバインド線にて結束する。

ひし形金網の上端に4.0φワイヤを通し、端末部部は丸棒に結束する。

1-10. 補助ひし形金網設置・結合コイル・ピンアンカーの打込み

補助ひし形金網の上端部を最下段横ロープに結合コイル(2個/m)で取付け、下端部を山側に這わせ、金網を抑え込むようにしてピンアンカー(1本/m)を打ちこむ。この際、金網は地山との隙間が無いようにし、適度な緩みを持たせることとする

1-11. その他

この仕様書、標準図及び森林整備保全事業工事標準仕様書に定めのない事項については、施工目的に基づき監督職員と協議して定める。

2. 施工管理基準

2-1. 出来形管理

工種による出来形管理は表 2-1 に準じて行うこととする。

表 2-1. 出来形管理表

工 種	出来形測定項目	測定頻度	備 考
アンカー工	削孔長	全数の 20%もしくは 最小本数 3 本	岩部用(吊・サイド部) イーアンカー 38φ×1200
	設置角度		
	根入長	全数の 20%	土砂部用(吊・サイド部) 土圧板付アンカー L=2130
	設置角度		
	削孔長	全数の 20%もしくは 最小本数 3 本	岩部用(支柱基礎部) TSK セメントアンカー D22(M20)×1000
	設置角度		
	根入長	全数の 20%もしくは 最小本数 3 本	土砂部用(支柱基礎部) 支柱基礎アンカー L=1500
	設置角度		
	削孔長	全数の 20%もしくは 最小本数 3 本	岩部用(ステー部) TSK セメントアンカー D22(M20)×1000
	設置角度		
根入長	全数の 20%もしくは 最小本数 3 本	土砂部用(ステー部) B 型ロケットアンカー L=1630	
設置角度			
落石防止柵工	支柱設置角度	全数の 20%もしくは 最小本数 3 本	
	吊ロープ設置角度		
	サイドロープ設置角度	1 本/端末支柱 1 本	
	初期張力管理	横ロープ 2 本/延長 1 連	5kN 以下
	支柱設置間隔	全数	
	金網設置高	1 回/設置延長 1 連	支柱部で測定
	設置延長	1 回/設置延長 1 連	

- ①アンカーの設置基準(吊、サイド部)
 ・岩部用アンカー: イーアンカー

表2-2. TSK セメントアンカーの設置基準

名称	寸法	削孔長 (mm)	設置角度
イーアンカー	38φ × 1200	1130mm (以上)	90° +15° -15°

※打込み角度は、平均斜面勾配θに対して90°を基本とする。

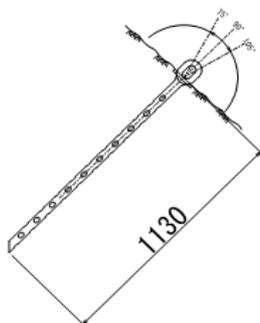


図2-1. イーアンカー打込み角度 岩部用イーアンカー設置角度

- ②土砂部用土圧板付アンカー(吊、サイド部)

表2-3. 土圧板付アンカーの設置基準

名称	寸法	根入長 (mm)	設置角度
土圧板付アンカー	114.3φ × 4.5-2130	2000mm (以上)	90° +15° -15°

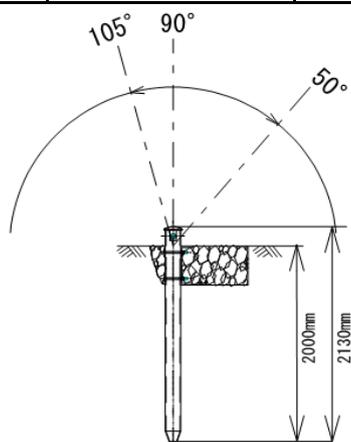


図2-2. 土圧板付アンカーの設置角度

③アンカーの設置基準(支柱基礎部)
 ・岩部用アンカー: TSK セメントアンカー

表2-4. TSK セメントアンカーの設置基準

名称	寸法	削孔長 (mm)	設置角度
TSK セメントアンカー	D22(M20)×1000	900mm (以上)	90° +15° -15°

※打込み角度は、平均斜面勾配θに対して90°を基本とする。

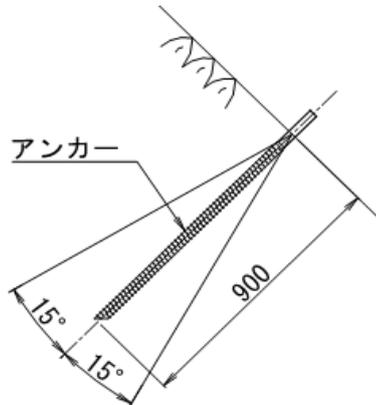


図2-3. 支柱基礎アンカーの設置角度

④アンカーの設置基準(支柱基礎部)

表2-5. 土砂部用支柱基礎アンカーの設置基準

名称	寸法	根入長 (mm)	設置角度
支柱基礎アンカー	114.3φ×4.5- 1500+2PL	1500mm 以上	90° +15° -15°

※打込み角度は、平均斜面勾配θに対して90°を基本とする。

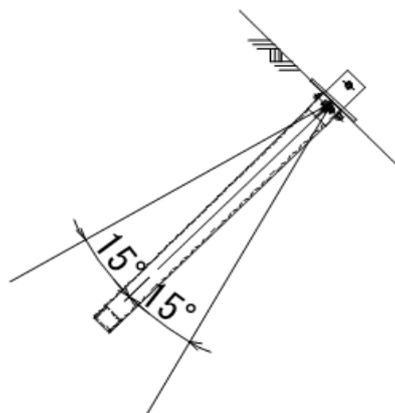


図2-4. 支柱基礎アンカーの設置角度

⑤アンカーの設置基準(ステーロープ部)
 ・岩部用アンカー:TSK セメントアンカー

表2-6. TSK セメントアンカーの設置基準

名称	寸法	削孔長 (mm)	設置角度
TSK セメントアンカー	D22(M20)×1000	900mm (以上)	90° +15° -15°

※打込み角度は、平均斜面勾配θに対して90°を基本とする。

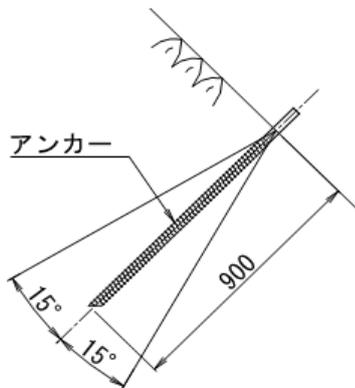


図2-5. ステーロープアンカーの設置角度

⑥アンカーの設置基準(ステーロープ部)

表2-7. 土砂部用ステーロープアンカーの設置基準

名称	寸法	残長 (mm)	設置角度
A型ロケットアンカー	114.3φ×4.5-1630+2PL	130mm 以下	90° +15° -15°

※打込み角度は、平均斜面勾配θに対して90°を基本とする。

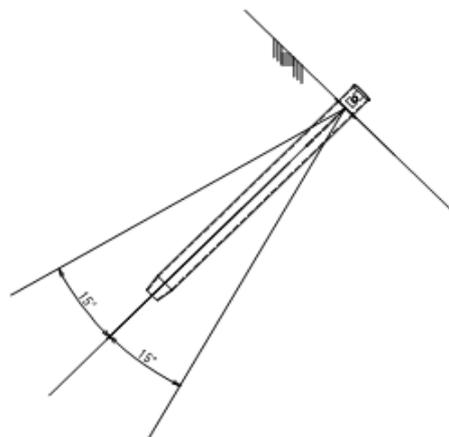


図2-6. 土砂部用ステーロープアンカーの設置角度

⑦支柱の建込み角度

表2-8. 支柱の設置基準

名称	寸法	建込み角度
端末支柱 中間支柱	H-100×100×6×8 H=2.5m	上向き 15° 下向き 10°

※打込み角度は、平均斜面勾配θに対して90°を基本とする。

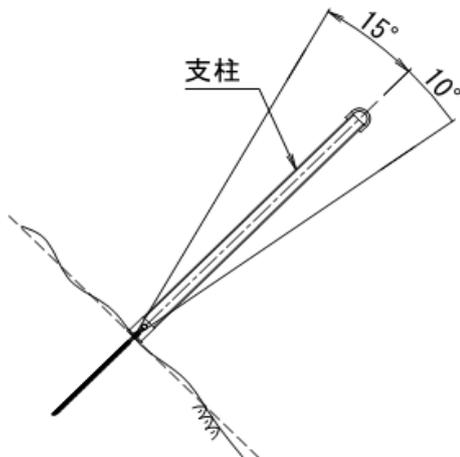


図2-7. 支柱の建込み角度

⑧ロープの設置角度
・吊ロープ

表2-9. 吊ロープの設置基準

名称	寸法	建込み角度
吊ロープ	3×7 18φ	60° ~ 90°

※張込み角度は、支柱と吊ロープのなす角とする。

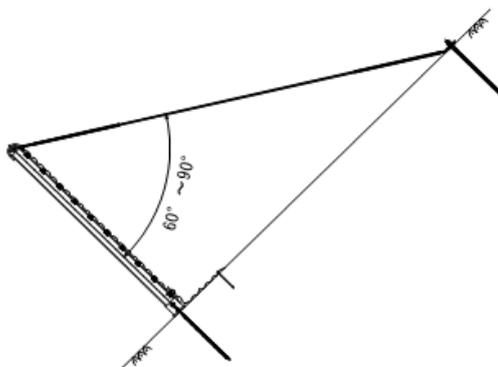


図2-8. 吊ロープの設置(側面図)

⑨サイドロープ

表2-10. サイドロープの設置基準

名称	寸法	開き角度	上下角度
サイドロープ	3×7 18φ	0° ~ 50°	0° ~ 25°

※開き角度は、平面においてサイドロープ同士のなす角とする。
 なお、開き角度は極力延長基線を軸に均等に振ることとする。
 ※上下角度は、支柱の建込みに直交する線とサイドロープのなす角とする。

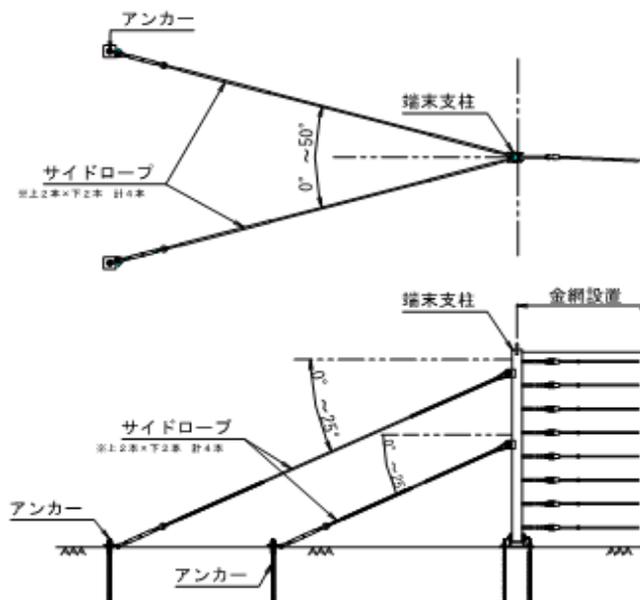


図2-9. サイドロープの設置(上:平面図、下:山側より正面図)

⑩ステーロープ

ステーロープの設置は山側転倒防止を目的とし強度部材でない。設置規定について、端末支柱は必須とし、中間支柱は落石防止柵の設置平面折れ点の箇所、もしくは延長15~18m程度ごとに1本設置する。同用アンカーと合わせ、特に基準は設けない。図2-10を参考とする。

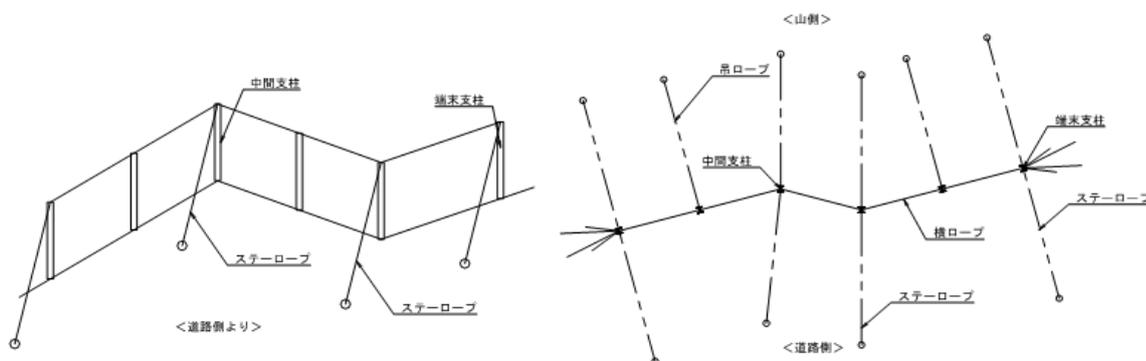


図2-10. ステーロープの設置(左:縦断勾配設置、右:平面折れ点設置)

①落石防止柵の設置

表2-11.落石防止柵工の設置基準

型 式	規 格	金網設置高 H	支柱間隔 a	設置延長 L
PFM-25	柵高 2.5m	±30mm	±150mm	-200mm

※金網設置高は、地山から金網上端までの高さとする。(支柱部で測定)

※支柱間隔は、支柱同士の芯及び支柱高さ中央部を直線で結んだ距離とする。

※設置延長は、片方の端末支柱芯及び支柱高さ中央部から中間支柱を通し片方の端末支柱芯までの距離とする。

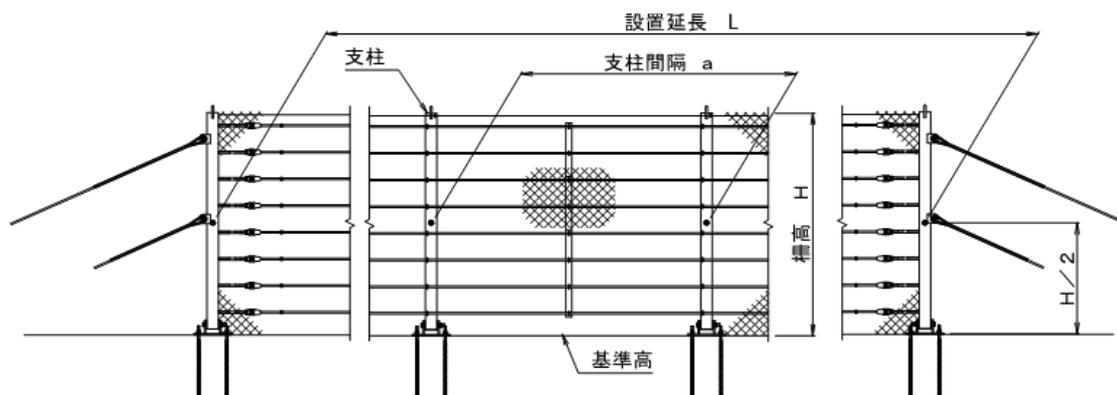


図2-11.落石防止柵の設置(山側より正面図)

2-2. 品質管理

・材料品質試験

材料の品質管理は表2-12の通りとする。

表2-12.材料品質試験

試験項目	試験方法	規 格	試験結果
材 質	JIS Z 2201	JIS G 3101 JIS G 3112 JIS G 3444	製造会社の 試験成績書
		JIS G 3525 JIS G 3549	
垂鉛付着量	JIS H 0401	JIS H 8641	製造会社の 試験成績書

・確認試験

アンカーの確認試験の内容は表2-13の通りとする。

表2-13.試験内容

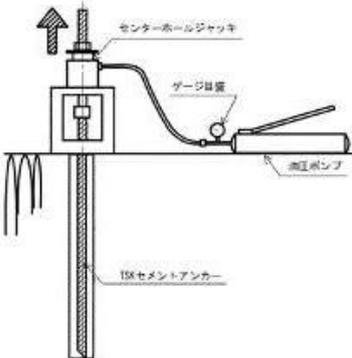
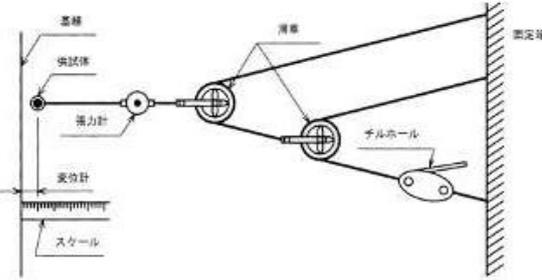
アンカーの種類		試験体	試験荷重	試験本数	試験種別	備 考
①	岩部用 セメントアンカー	D22	26kN (支柱基礎・ステー)	施工本数の5% もしくは 最小本数3本	軸方向 引抜試験	岩部 用
	岩部用 イーアンカー	38φ	80kN (吊・サイド)			
②	土砂部用 土圧板付アンカー	L=2130mm	80KN (吊・サイド)	施工本数10本以上 は2本、10本未満は1 本	横方向 引張試験	土砂 部用
③	土砂部用 ロケットアンカー	(B型) L=1630mm	25KN (ステー用)			
		(B型) L=1630mm	25KN (支柱基礎用)			

- 注) 1. 岩部用セメントアンカーは、岩盤に良好に定着していることを確認することを目的に軸方向引抜試験によって行なう。
2. 岩部用セメントアンカーの試験荷重は、長期作用荷重での所定耐力値とする。
3. 土砂部用アンカー及び土砂部用支柱基礎アンカーは、設計標準耐力までの横方向引張試験を行う。

・確認試験方法及び判定基準

アンカーの確認方法及び判定基準は表2-14の通りとする。

表2-14.アンカーの試験方法

種類	試験荷重 合否判定基準	試験機器及び方法
岩部用アンカー	26kN(D22) 支柱基礎・ステー 80kN(38φ) 吊・サイド 【判定基準】 上記荷重をかけ目視にてアンカーの抜けが認められないこと。	センターホールジャッキにてアンカー軸方向引抜試験を行う。 
土砂部用アンカー	25kN(B型1.5m) 支柱基礎用 25kN (B型1.5m) ステー用 80kN (土圧板2.0m)吊・サイド用 【判定基準】 上記荷重をかけ変位量が10cm以下であること。	張力計及びチルホール・滑車等にて、アンカーにほぼ直角方向に引張試験を行う。 

2-3. 写真管理

写真撮影に当たっては、工事現場や構造物の状況、施工方法等を考慮し、撮影位置、方法を選定し行うこととする。特に完成後、確認することが困難な箇所については撮影漏れの無いよう留意する。

写真管理については表2-15に記す事項にて撮影することとする。

表2-15.写真管理

工程	撮影項目	員数
着工前、完成	全工区	BP、EP 各1枚
使用材料	現場搬入時、立会検査及び検測	各種毎 各1枚
仮設備	状況及び完了	工種毎 各1枚
仮設工	各工種、工程の作業状況及び検測	各 STA. 毎に 各工種 各1枚
施工状況	工事施工中	各工種 全数の10%もしくは 2~3枚
検査	検査実施状況	検査毎 2~3枚

3. 出来高管理

出来高管理については、表3-1に基づいて出来高管理調書を作成し、提出することとする。

表3-1. 出来高管理

構成品名	数量	単位
ケーブル・金網	使用数量を計上する。	m
補助ひし形金網	使用数量を計上する。	m
間隔保持材	使用数量を計上する。	本
中間支柱	岩部用、土砂部用アンカー種類別に使用数量を計上する。	本
端末支柱	岩部用、土砂部用アンカー種類別に使用数量を計上する。	本
吊ロープ	岩部用、土砂部用アンカー種類別に使用数量を計上する。	本
サイドロープ	岩部用、土砂部用アンカー種類別に使用数量を計上する。	本
ステーロープ	岩部用、土砂部用アンカー種類別に使用数量を計上する。	本

現場閉所による週休2日特記仕様書(発注者指定方式)

1. 週休2日の取組

本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(発注者指定方式)であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

(2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 週休2日とは、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

ウ 4週8休以上とは 対象期間内の現場閉所日数の割合、(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

ただし、対象期間内において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。)第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数(以下「週休2日補正係数」という。)のうち、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、当初から労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が4週8休以上でない場合は、これに応じて週休2日補正係数を用いて各経費を補正し、請負代金額を変更する。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

達成状況 (現場閉所率)	4週8休以上 (28.5%(8日/28日) 以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25%(7日/28日) 以上28.5%未満)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4%(6日/28日) 以上25%未満)
労務単価	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費(賃料)が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工(太鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防止柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02	1.01

表3

名 称	区 分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
区画線工		1.05	1.03	1.01
排水構造物工		1.05	1.03	1.01
コンクリートブロック積工		1.05	1.03	1.01
構造物取りこわし工	機械	1.04	1.03	1.01
	人力	1.05	1.03	1.01

- (4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画(実績)書を作成し、休日取得計画書(別紙1)にあつては当該作業計画月の前月末(初回月分は工事着手日前)までに、休日取得実績書(別紙2)にあつては当該作業実施月の翌月初め(最終月分は工事完成後)までに速やかに監督職員へ提出する。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組む別紙3のアンケートについて記入し 工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週8休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

○ 休日取得(計画・実績)書

工事件名: ○○工事

令和○年 ○月	備考																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
現場事務所の設 置、資材の搬入	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
仮設工																															
土工																															
工程 法面工																															

交替制の場合に記入

元請	現場代理人	職別	休日	作業日	当月の休日数割合	休日率																	
							7/27*100=25.9%	16/56*100=28.6%															
元請	林野 太郎	現場代理人	○	7	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.6%																	
	林野 一郎	監理技術者	○	7	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.6%																	
	林野 二郎	職員	○	7	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.6%																	
	林野 三郎	職員	○	7	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.6%																	
	林野 四郎	職員	○	7	7/27*100=25.9%	16/56*100=28.6%																	
下請	林野 五郎	職員	○	4	4/16*100=25.0%	4/16*100=25.0%																	
			○	1	1/3*100=33.3%	1/3*100=33.3%																	
備 考																							
<table border="1"> <tr> <td>休日</td> <td>7</td> <td>20</td> <td>25.9%</td> </tr> <tr> <td>作業</td> <td>16</td> <td>40</td> <td>28.6%</td> </tr> </table>			休日	7	20	25.9%	作業	16	40	28.6%	<table border="1"> <tr> <td>現場</td> <td>閉所率</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>25.9%</td> </tr> <tr> <td>現場</td> <td>閉所率</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>28.6%</td> </tr> </table>				現場	閉所率	7	25.9%	現場	閉所率	16	28.6%	全体休日率 101/355*100 =28.5%
休日	7	20	25.9%																				
作業	16	40	28.6%																				
現場	閉所率																						
7	25.9%																						
現場	閉所率																						
16	28.6%																						

※休日数割合とは、休日を休日と作業日の和で除した割合をいう。

凡例:○:休日、●:振替休日、作:作業日、振作:振替作業日

現場閉所の場合に記入

「週休 2 日を促進する試行工事」実施アンケート

1 試行工事の概要について

(1) 工事名：

(2) 工事期間：

2 貴社の週休 2 日の達成状況及び試行工事の条件について

(1) 計画的に完全週休 2 日、月内週休 2 日又は工期内週休 2 日を達成できましたか。

※「完全週休 2 日」とは、週のうち土曜日及び日曜日を休工日とするもの。

「月内週休 2 日」とは、ひと月のうちで 4 週 8 休を達成するもの。

「工期内週休 2 日」とは、工期内で 4 週 8 休を達成するもの。

①完全週休 2 日を達成できた。

②①は確保できなかったが、月内週休 2 日は達成できた。 → (2) へ

③①、②は確保できなかったが、工期内週休 2 日は達成できた。

④週休 2 日を達成できなかった。

回 答： _____

(2) 月内週休 2 日を達成できなかった理由は何ですか。

(自由記載)

--

(3) 試行工事の工期設定はどうでしたか。

①適切である。

②余裕がある。

③不足する。 → (4) へ

回 答： _____

(4) 不足する理由及び不足日数を教えてください。

(自由記載)

--

不足日数	
------	--

2 完全週休 2 日の導入について

完全週休 2 日を導入することに関して、発注者に求めること、現場や体制上の課題や不安はありますか。

(自由記載)

--

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書

1. 対象工事等

本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行工事」として、日最高気温の状況に応じた現場管理費率の補正を行う対象工事である。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を含まない。

(3) 真夏日率

工期内の真夏日を工期で除した割合をいう。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

ア 発注者は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、工期中の補正後の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「森林整備保全事業設計積算要領」第6-1-(2)-イ-(ウ)-aと合わせて適用する場合の補正値の上限は、2.0%とする。

ウ 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

4. 気温の計測方法等

受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

(1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 気温の補正方法

受注者は、(1)の気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の補正方法によりがたい場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温(°C)

$$= \text{気温(°C)} - \text{標高差(m)} \times 0.6 / 100(\text{m})$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(3) 工事現場の標高

気温の補正に用いる工事現場の標高は、着手前の地形において、作業(仮設工事を含む)を行う最も標高が低い箇所を標準とし、10m未満切り捨てとする。なお、標高値については、契約図面を用いることを標準とするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、工事現場の標高を決定するものとする。

(4) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。

5. 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができる。

6. その他

上記の取り扱いについて、地域の実情により対応が困難な場合等については、監督職員と協議の上、これによらないことができる。

森林土木工事における受発注者間の情報共有システム特記仕様書

1. 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
2. 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。
3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
4. 費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれる。

工事現場等における遠隔臨場に関する特記仕様書

本工事は、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行工事」(以下「本試行工事」という。)であり、その実施に当たっては次によるものとする。

1 実施方法

本試行工事は、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、材料検査、立会等の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場の実施に当たっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」(以下「試行要領」という。)によるものとする。

2 効果把握のためのアンケート調査

本試行工事の効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事の受注者を対象にアンケート調査を発注者が求めた場合は協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

小黑板情報電子化特記仕様書

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受発注者間協議によりデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」という。)とすることができる。

なお、対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(3)黒板」に示す項目の電子的記入ができること。かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していることとする。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について掲示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(3)黒板」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは、森林整備保全事業工事写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(6)」で規定されている画像編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

電子納品に関する特記仕様書

1. 本工事は、電子納品対象工事とする。ただし、受注者がやむを得ない理由により紙による提出を希望する場合は、受発注者間で協議の上、決定する。
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子成果品で納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、林野庁「森林整備保全事業電子納品ガイドライン令和4年1月」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき作成されたものを指す。
2. 電子成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成し、電子媒体及び電子媒体納品書を提出する。
3. 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、決定するものとする。
4. 電子成果品については最新の国土交通省「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されていないことを確認した上で提出するものとする。

ウィークリースタンス実施に関する特記仕様書

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。なお、災害対応等緊急を要する場合は、この限りではない。

1. 目的

工事を円滑かつ効率的に進めるため、1週間の受発注者間における相互の態勢に関する事項の目標を定め、計画的な工事の施工を確保しつつ、より一層の業務環境の改善等に努めることを目的とする。

2. 取組内容

以下の項目について、受発注者間で確認及び調整の上、取組内容を設定する。

- (1) 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。
- (2) 休日の前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。
- (3) 「ノー残業デー」は勤務時間外に依頼しない。
- (4) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。
- (5) 午後4時以降の打合せ、現地立会を行わない。
- (6) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (7) 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
- (8) その他必要な事項について任意に設定することができる。

3. 進め方

(1) 原則、初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の目的及び内容を説明するとともに、取組内容を確認及び調整し設定する。取組期間については、初回打合せ時(取組内容を設定した日)から工期末までを原則とする。また、受注者は、初回打合せ時に設定した取組内容をウィークリースタンス推進チェックシート(別記様式1)に整理し、工事打合せ簿等とともに発注者に提出する。

(2) 施工の途中において、受発注者間で取組のフォローアップ等を原則1回以上行う。

(3) 受注者は、工期末までに、実施結果(効果、改善点等)をウィークリースタンス実施状況報告書(別記様式2)に整理し、発注者に提出する。

ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）

（1）参加者

実施日 令和〇年〇月〇日

工事名	●●工事		
工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		
発注者	発注者名	〇〇森林管理署	
	役職名	監督職員	
	氏名	〇〇 〇〇	
受注者	会社名	〇〇建設(株)	
	役職名	監理（主任）技術者	現場代理人
	氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇

（2）営業時間等

発注者		受注者	
始業時間	8:30	始業時間	9:15
終業時間	17:15	終業時間	18:00
ノー残業デー※1	毎週水、金曜日、毎月16日	ノー残業デー※1	毎月10日、15日、20日、25日

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること。

（3）ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

実施項目	特記事項（日付け等の設定）	実施
(1) 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。	月曜日等（第三者の要求対応を除く）	■
(2) 休日の前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。	金曜日等（第三者の要求対応を除く）	■
(3) ノー残業デーは勤務時間外に依頼しない。	毎週水曜日（第三者の要求対応を除く）	■
(4) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。		■
(5) 午後4時以降の打合せ、現地立会は行わない。	16時以降開始する打合せを行わない。	■
(6) 作業内容に見合った作業期間を確保する。		■
(7) 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。		■
(8) その他の項目※2		
打合せは午前10時～午後4時までの時間とする		□
ノー残業デーは定時の帰宅に心がける		□
打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に努める		□

※2 (1)～(7)以外で取り組む内容がある場合に記入する。

※ 受注者の希望する実施項目は「□」とし、初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とする。

予め対応出来ない事項やその措置に対する対応を確認する。

（4）緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法
受注者は権利者等との調整の結果、休日の作業となる場合は休日の翌日（●曜日）を振替日（休日）とする。 ノー残業デーは権利者等の第三者の要求によるものを除き勤務時間外の業務対応を求めない。

※ 工事の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取り組みが実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）について双方で確認し設定する。

ウィークリースタンス実施状況報告書

(1) 基本情報

提出日 令和〇年〇月〇日

工事名	●●工事		
工期	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日		
発注者	発注者名	〇〇森林管理署	
	役職名	監督職員	
	氏名	〇〇 〇〇	
受注者	会社名	〇〇建設(株)	
	役職名	監理(主任)技術者	現場代理人
	氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇

(2) 実施状況及び改善点

- ① 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ② 休日の前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。

実施状況: どちらかというと実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ③ ノー残業デーは勤務時間外に依頼しない。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ④ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。

実施状況: 全く実施できなかった

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

打合せを効率的に実施することができず、長引き設定した時間内に終了しなかった

- ⑤ 午後4時以降の打合せ、現地立会は行わない。

実施状況: どちらかというと実施できなかった

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

急ぎ決めたい内容が発生し、16時以降に打合せすることがあった

- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ⑦ 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

⑧ その他、任意で設定する取組

設定の有無: 有

設定ありの場合の内容: ... (追加した内容を記載)

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらか」というと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

⑨ 本取組を実施するにあたっての問題点や、今後の改善点などを記入

本取組の問題点や改善点を記入してください。(自由記載)